

## 小金井市子どもの権利の日を制定する条例（素案）に対する意見募集

市では、子どもの権利の更なる普及啓発を目指して、「小金井市子どもの権利の日を制定する条例（素案）」を策定しましたので、小金井市市民参加条例（平成15年条例第27号）第15条の規定に基づき、市民の皆さんの意見を募集します。

### 1 施策名称

小金井市子どもの権利の日を制定する条例（素案）

### 2 対 象

市内に在住・在勤・在学する方、市内に事務所もしくは事業所を有する法人又はその他の団体

### 3 提出期間

令和8年3月3日（火）～令和8年4月2日（木）【必着】

### 4 検討結果の公表等

令和8年5月（予定）。寄せられた意見等は原則として住所、氏名等を除き公開させていただきます。また、意見等に対する個別的回答は行いません。検討を終えたときは、意見等の内容並びに市の検討結果及びその理由を公表します。

なお、個人情報や第三者を誹謗中傷するもの、施策案に直接関係のないものに対しては、全部又は一部を公表しない場合があります。

また、賛否の結論だけを示したものについては、検討結果とその理由は示しません。

### 5 配布場所等

児童青少年課（市役所第二庁舎4階）、広報秘書課広聴係（同庁舎1階）、情報公開コーナー（同庁舎6階）、児童館各館、学童保育所各所、公民館各館、婦人会館、総合体育館、図書館本館、保健センター、東小金井駅開設記念会館で配布するほか、市のホームページでも公開しています。

また、市のホームページでは子ども版(ふりがなつき)も掲載しておりますので、参考にしてください。

## 6 提出方法

住所（事務所の所在地）、氏名（団体名及び代表者名）、施策名称を明記し、直接、郵送、FAX又は市ホームページ専用フォームで次の提出先へ送付してください。なお、匿名での提出はできません。

また、原則日本語によることとしますが、他の言語での提出の際は、日本語訳を添付してください。

## 7 提出・問合せ先

小金井市子ども家庭部児童青少年課児童青少年係  
〒184-8504 小金井市本町六丁目6番3号  
（電話）042-387-9847  
（FAX）042-383-6577

